

## ○黒部市空家情報バンク仲介報奨金交付要綱

平成 30 年 3 月 30 日

黒部市告示第 36 号

改正 平成 31 年 3 月 28 日告示第 32 号

改正 令和 5 年 3 月 31 日告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、黒部市内の空家等の有効利用による地域活性化を図るため、黒部市空家・空地情報バンクに登録されている空家等を仲介した宅地建物取引業者に対する報奨金の交付に関し、黒部市補助金等交付規則(平成 18 年黒部市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 黒部市空家・空地情報バンク設置要綱(平成 27 年黒部市告示第 23 号。以下「設置要綱」という。)第 2 条第 1 号に規定する物件をいう。
- (2) 所有者等 設置要綱第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (3) 空家・空地情報バンク 設置要綱第 2 条第 4 号に規定する制度をいう。
- (4) 入居者 設置要綱第 9 条の規定に基づき空家・空地情報バンクを利用し、所有者等と空家等の売買契約を締結し、その空家等に居住した者をいう。
- (5) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (6) 居住誘導区域 黒部市立地適正化計画に規定する居住誘導区域をいう。

(交付対象者)

第 3 条 黒部市空家情報バンク仲介報奨金(以下「報奨金」という。)の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家等の所有者等から依頼を受け、空家・空地情報バンクの登録のために仲介した宅地建物取引業者であること。ただし、空家・空地情報バンクの登録の際に仲介した宅地建物取引業者が不在の場合は、空家等の所有者等から依頼を受け、売買契約の締結を仲介した宅地建物取引業者であること。
- (2) 報奨金を受けようとする者が黒部市税条例(平成 18 年黒部市条例第 71 号)及び黒部市国民健康保険税条例(平成 18 年黒部市条例第 72 号)に規定する税(他市区町村における場合も同様とする。)を滞納していないこと。

(交付対象要件)

第4条 報奨金の交付対象となる要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空家・空地情報バンクに登録された空家等であること。
- (2) 入居者が空家・空地情報バンクに登録し、売買契約を締結した空家等での居住を開始していること。ただし、居住誘導区域にあつては空家・空地情報バンクに登録し、売買契約を締結した空家等又は建替えた住宅での居住を開始していること。
- (3) この報奨金の対象となつたことのない空家等であること。

(報奨金の額)

第5条 報奨金の額は、別表第1のとおりとする。

(報奨金の交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入居者が居住を開始してから6箇月以内に空家情報バンク仲介報奨金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 入居者が仲介した空家等に居住したことを確認できる書類。ただし、居住誘導区域内の空家等であり、売買契約締結後に建替えを行った場合は、その建替えした住宅に居住したことを確認できる書類
- (3) 仲介した空家等の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は前条の規定により交付申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、報奨金を交付すべきものと認めたときは、報奨金の交付を決定及び額を確定し、速やかに空家情報バンク仲介報奨金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報奨金の請求)

第8条 交付決定者は、第7条の規定による交付決定を受けたときは、市長に請求するものとする。

(報奨金の交付の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定した報奨金を取り消し、既に報奨金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命

ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載事項があったとき

(2) その他市長が不相当と認めたとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年3月28日告示第32号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月381日告示第38号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の黒部市空家情報バンク仲介報奨金交付要綱第5条の規定は、令和5年4月1日以後の売買契約に対して適用し、施行日前の売買契約については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

| 区域     | 売買代金相当額              | 報奨金の額    |
|--------|----------------------|----------|
| 居住誘導区域 | 0円から100,000円まで       | 400,000円 |
|        | 100,001円から300,000円まで | 300,000円 |
|        | 300,001円から500,000円まで | 200,000円 |
|        | 500,001円から           | 100,000円 |
| その他    | 0円から100,000円まで       | 200,000円 |
|        | 100,001円から300,000円まで | 150,000円 |
|        | 300,001円から500,000円まで | 100,000円 |
|        | 500,001円から           | 50,000円  |

黒部市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

空家情報バンク仲介報奨金交付申請書

空家情報バンク仲介報奨金の交付を受けたいので、黒部市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

|         |   |
|---------|---|
| 空家情報バンク | 登録番号 第 号  |
| 空家の所在地  | 黒部市   |
| 居住誘導区域  | <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 |
| 契約締結日   | 年 月 日   |
| 契約の相手方  | (所有者等)<br>住 所<br>氏 名<br>電話番号                          |
|         | (入居者)<br>住 所<br>氏 名<br>電話番号                           |
| 交付申請額   | 円   |

(添付書類)

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 入居者が仲介した空家等に居住したことを確認できる書類。ただし、居住誘導区域内の空家等であり、売買契約締結後に建替えを行った場合は、その建替えした住宅に居住したことを確認できる書類
- (3) 仲介した空家等の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類